JU兵庫
兵庫県中古自動車販売協会

協会入会申込書のご案内

この度は、入会のご検討、誠にありがとうございます。
必要事項をご記入の上、JU兵庫事務局まで送付下さい。

入会申請・必要書類

①	兵庫県中古自動車販売協会 【新規入会申込書 兼 誓約書】
②	反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書
③	古物商許可証(古物手帳)の写し
④	法人の場合： 会社の履歴事項全部証明書と印鑑証明の原本 代表者の印鑑証明の原本と運転免許証の写し 個人の場合： 代表者の印鑑証明の原本と運転免許証の写し 代表者が外国籍の場合： 外国人登録証明書の写し
⑤	写真： 店舗の外観、社名入りの看板、展示車両、事務所、商談スペース、古物商標識(プレート)
⑥	名刺
	【新規入会申込書 兼 誓約書】の紹介業者について 紹介業者あり： 紹介業者欄に記入 紹介業者なし： 身元保証書と保証人の印鑑証明の原本 紹介・保証なし： JU兵庫事務局にご相談ください

入会時の費用等

兵庫県中古自動車販売協会・入会金	100,000 円
協会年会費(36,000 円) ※初年度は月割	円
公正取引協議会入会金	5,000 円
公正取引協議会年会費	6,000 円
オークションメンバーカード作成 (任意)	2,200 円
JU古物商標識 (任意)	12,000 円
合 計	円

⇨

初年度 会費 (入会月)			
4 月	36,000	10 月	18,000
5 月	33,000	11 月	15,000
6 月	30,000	12 月	12,000
7 月	27,000	1 月	9,000
8 月	24,000	2 月	6,000
9 月	21,000	3 月	3,000

お問合せ先 (提出書類は下記宛先へお願い致します)

JU兵庫 事務局
〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7-4
ハーバーランドダイヤニッセイビル 7 階
TEL 078-371-1160 / FAX 078-371-1170

備考

※会費は
1年間 36,000 円です。
(年度末は3月です。)

●初年度は月割りとなります。

兵庫県中古自動車販売協会 【新規入会申込書 兼 誓約書】

貴協会の趣旨に賛同し入会を申込み致します。
兵庫県中古自動車販売協会の会則規則の遵守、
自動車公正競争規約を遵守する事を誓約します。

申請日　令和　　年　　月　　日

フリガナ 会社名			㊞
フリガナ 本社住所	〒		
本社連絡先	TEL	FAX	
JU 兵庫 登録情報	JU 兵庫への登録情報を下記からお選びください 1.　本社（兵庫県内のみ選択できます）　2.　営業所（営業所欄記入）		
フリガナ 営業所名			
フリガナ 営業所住所	〒		
営業所　TEL		営業所　FAX	
フリガナ 代表者氏名			
フリガナ 代表者住所	〒		
代表者 生年月日	昭和・平成 年　月　日（満　才）	代表者連絡先	TEL
古物営業 許可内容	古物営業許可年月日 年　月　日	古物営業許可証名義	（　　警察署） 第　　号
会社情報	自動車販売業開始年月日 年　月　日		法人設立年月日 年　月　日
	従業員数（代表者除く）		資本金額（法人のみ）
	自動車公正取引協議会 未入会　・　入会済		E-mail @
インボイス 登録番号	T		
業務形態	1．販売（卸売・小売）　2．整備（指定・認証）　3．その他事業（事業名：　　）		
仕入先(オークション会場はポス(契約)番号もご記入ください) ＿＿＿＿（　　）・＿＿＿＿（　　）		利用信販会社 ・　・	
紹介業者	上記業者を貴協会に紹介致します。　令和　年　月　日 会社名		
	代表者名		㊞
	住所		

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

兵庫県中古自動車販売協会 殿
兵庫県中古自動車販売商工組合 殿

1 私どもの事業所は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
(1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)総会屋等、社会運動等標榜ゴロ (5)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (6)兵庫県暴力団排除条例(以下「条例」という。)に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者 (7)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するなど条例に定める暴力団関係者 (8)その他暴力団事務所に出入りするなど(1)から(7)のいずれかに準ずる者

2 私どもの事業所は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
(1)反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (2)反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係 (4)反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係 (5)その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 私どもの事業所は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
(1)脅迫的な言動又は暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会・組合の信用を毀損し、又は貴会・組合の業務を妨害する行為 (5)貴会・組合が管理する施設への来訪者その他滞在する者に対する迷惑行為 (6)その他(1)から(5)に準ずる行為

4 私どもの事業所は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約します。
(1)下請け又は再委託先業者が前 1 及び 2 に該当せず、将来においても前 1、2 及び 3 に該当しないこと (2)下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

5 私どもの事業所は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴会・組合に報告し、貴会・組合の捜査機関への通報に協力することを表明、確約します。

6 私どもの事業所は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、若しくは契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものとなるものであることが判明した場合は、催告することなく会員資格が停止され又は取消しされても一切異議を申し立てず、また、貴会・組合に対して、違約金、損害賠償、損失補償、原状回復、その他名目を問わず一切の請求をしないことを表明、確約します。
資格の停止又は取消しにより損害が生じた場合は、一切私どもの事業所の責任とするとともに、賠償又は補償を行うことを表明、確約します。

7 私どもの事業所は、本確約書に係る書面及び情報を、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会及び日本中古自動車販売商工組合連合会に提供することを同意します。また、暴力団等の排除を目的として、所轄警察署に照会することを承諾します。

以上の全事項について上記のとおり表明・確約します。

年　　月　　日

住　　所

名　　称

代表者名　　実印